

## ○上越教育大学教務委員会「副専攻プログラム」運営専門部会要項

(平成31年2月14日学長裁定)

(趣旨)

- 1 この要項は、上越教育大学教務委員会（平成16年規程第13号）第10条第2項に基づき、上越教育大学教務委員会の専門部会として設置する「副専攻プログラム」運営専門部会（以下「専門部会」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

- 2 専門部会は、学校教育学部の小学校教育副専攻プログラム及び小学校プログラミング・テクノロジー副専攻プログラムの円滑な運営を図ることを目的とする。

(所掌事項)

- 3 専門部会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 副専攻プログラムの立案、運営、評価及び改善に関する事項
- (2) 授業担当者に関する事項
- (3) その他プログラムに関する事項

(教員組織との関係)

- 4 専門部会は、所掌する事項の実施に当たり、関係するコース・領域（分野）等と連携・協力を図るものとする。

(組織)

- 5 専門部会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 教務委員会委員長（以下「委員長」という。）
- (2) 小学校英語授業科目担当教員若干人
- (3) 小学校プログラミング・テクノロジー授業科目担当教員若干人
- (4) その他委員長が指名する者若干人

(委嘱及び任期)

- 6 前項第2号から第4号までに掲げる委員は、委員長が委嘱する。

- 7 前項の委員の任期は、委員として委嘱された日からその日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠員となったときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長等)

- 8 専門部会に部会長を置き、委員長をもって充てる。

- 9 専門部会に副部会長を置く必要がある場合は、部会長が委員のうちから指名する。

(部会運営等)

- 10 部会長は、専門部会を招集し、その議長となる。

- 11 部会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を専門部会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務の処理)

- 12 専門部会に関する事務は、教育支援課において処理する。

(その他)

13 この要項に定めるもののほか，専門部会の運営に関し必要な事項は，教務委員会が別に定める。

**附 則**

この要項は，平成31年4月1日から施行する。

